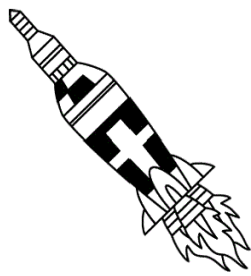




壬生町国民保護計画について

第1編 総論

壬生町は、武力攻撃事態等において、町の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。



壬生町は、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重、権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、国民の協力、高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施、指定公共機関等の自主性の尊重、国民保護措置に従事する者等の安全の確保などに特に留意する。

第2編 平素からの備えや予防

壬生町は、避難や救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、平素から必要な組織及び体制の整備を行うとともに、次のような備えを行う。

- ・ 基礎的資料の収集
- ・ 県や隣接する市町との連携の確保
- ・ 災害時要援護者の避難対策
- ・ 民間事業者からの協力の確保
- ・ 学校や事業所との連携
- ・ 救援についての県との調整
- ・ 避難実施要領のパターンの作成
- ・ 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握
- ・ 避難施設の指定への協力
- ・ 生活関連等施設の把握



壬生町は、物資及び資材の備蓄、整備を県と連携しつつ対応する。

壬生町は、国民保護に関する啓発を実施する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

壬生町は、武力攻撃の事態認定前であっても、緊急事態連絡室を設置し、初動連絡体制の迅速な確立を図り、所要の国民保護措置を実施する。

壬生町は、武力攻撃の事態認定があった場合は、速やかに町対策本部を設置する。また、現地対策本部を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

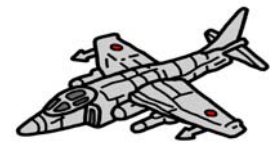
壬生町は、関係機関相互の密接な連携を図る。

壬生町は、住民等に警報の内容を伝達するとともに、避難の指示が行われた場合、その内容を住民に対して伝達する。また、指示の内容に応じた避難実施要領を作成する。

町長は町の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

壬生町は、次のような救援を実施する。

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急処置
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に



運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

壬生町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより収集を行う。また、安否情報の収集は、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等を活用して行う。

関係機関と協力して、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

壬生町は、武力攻撃災害が発生し、又はおそれがある場合、応急措置として住民に対し退避の指示を行う。また、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために警戒区域の設定を行う。

町長は事前措置として武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、除去、保安、その他必要な措置を指示する。

壬生町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。



壬生町は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

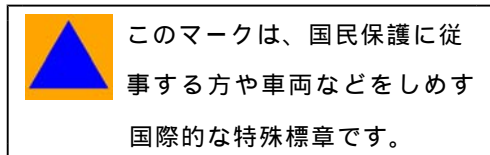
壬生町は、保健衛生の確保として次の事業を行う。

- ・ 保健衛生対策
- ・ 防疫対策
- ・ 食品衛生確保対策
- ・ 飲料水衛生確保対策



価格の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図り、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止する措置に協力する。また、町教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、関係機関と連携し適切な措置を講ずる。

町長及び消防長は、具体的な交付要領を作成した上でそれぞれの職員等に特殊標章等を交付及び使用させる。



第4編 復旧等

壬生町は、管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

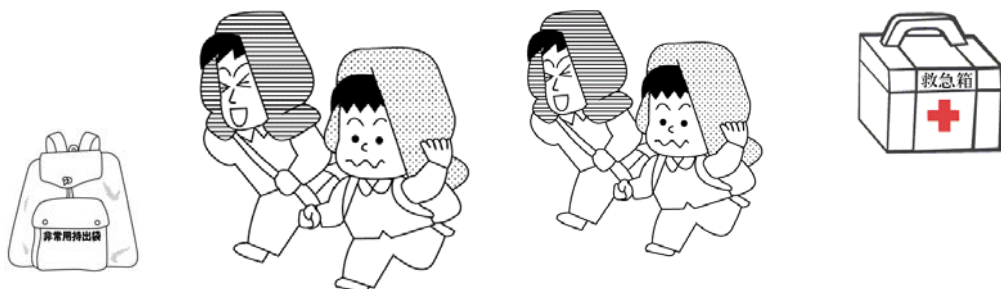
壬生町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがい県と連携して実施する。

壬生町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについて、国に対し負担金の請求を行う。また、土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い保障を行う。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

緊急対処事態における警報については、対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。



緊急避難場所

